

屋外広告物法第8条第2項の規定に基づき、除却した広告物等を返還するため次の事項を公示する。

令和7年3月24日

福岡市長 高島 宗一郎



保管場所：(株)環境開発 他

除却日	数 量					備考 (保管した広告物が表示され、又は保管した 掲出物件が設置されていた場所)
	はり札	プラスチック 看板等	立看板	のぼり旗	その他	
2月3日	1	0	0	0	0	中央区中洲・川端・住吉周辺
2月6日	1	0	0	0	0	中央区大名1・2丁目周辺
2月7日	1	0	0	0	0	中央区那の津・長浜・港・荒戸・西公園・福浜周辺
2月10日	3	0	0	0	0	中央区警固・赤坂・桜坂・谷周辺
2月12日	1	0	0	0	0	中央区高砂・白金・大宮・那の川周辺
2月13日	1	0	0	0	0	博多区麦野・井相田周辺
2月14日	1	0	0	0	0	中央区薬院・平尾・平和・小笹・笹丘周辺
2月17日	5	0	0	0	0	中央区大濠・烏飼・草香江・六本松・梅光園周辺
2月19日	9	0	0	0	0	博多区大博・千代周辺、南区大橋・長丘周辺
2月20日	6	0	0	0	0	城南区片江校区
2月22日	3	0	0	0	0	東区多々良・香椎周辺
2月27日	4	0	0	0	0	博多区石城町・築港本町・大博町・須崎町周辺、城 南区田島・金山周辺
2月28日	1	0	0	0	0	中央区中洲・川端・住吉周辺
計	37	0	0	0	0	